

計画作成年度	平成28年度
計画主体	女川町

女川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 女川町産業振興課
所在地 女川町女川浜字女川136
電話番号 0225-54-3131 内線246
FAX番号 0225-53-5483
メールアドレス norin@town.onagawa.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	女川町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成22年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ ハクビシン カラス	畑作	630千円 0.45ha
	樹木	3,364千円 4.00ha
	交通事故	6,000千円 20件
	被害金額計	9,994千円

※被害数値はニホンジカによるもののみ

(目撃、被害情報は寄せられているが、被害額等は把握していない。)

(2) 被害の傾向

・ 水稻、畑作等の農林業被害は、ここ数年横這い傾向となっているが、軽微な被害については、被害状況の把握が難しいこともあり、総体的な被害は増加しているものと推測される。

また、東日本大震災の被害による各集落の家屋、住民減少に伴い、ニホンジカの生息域が半島部のみならず内陸部の住宅街、民家の庭先まで拡大し、農林業被害だけでなく、生活圏内での住民との軋轢が生じてきている。

・ 樹木被害の増加により、樹木表皮の食害等による素材の品質低下などの影響が深刻化している。

また、伐採跡地については、ニホンジカの食害により、樹木の天然更新等が行われず、山林は荒廃している状況である。

・ 交通事故被害は大幅に増加しており、ニホンジカが集落周辺へ活動域を拡大していることがうかがえる。

なお、交通事故被害数値については、道路上で死体処理されたニホンジカの頭数により推計しており、軽微な接触事故等の件数を含めた場合、相当数の事故が発生しているものと推測される。

・ 町の内陸部では、ハクビシンやカラスによる野菜等の被害発生を目撃情報が寄せられている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成26年度)		目標値 (平成30年度)	
被害面積 及び 被害件数	畑作	0.45ha	畑作	0.36ha
	樹木	4.00ha	樹木	3.20ha
	交通事故	20件	交通事故	14件

- ※ 農業被害：狩猟圧強化により平成26年度数値の2割減を目標
 林業被害：狩猟圧強化により平成26年度数値の2割減を目標
 交通事故：狩猟圧強化により平成26年度数値の3割減を目標

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	・これまで、宮城県猟友会石巻支部への委託事業として、牡鹿半島域での有害捕獲を実施してきたところであるが、平成22年度より牡鹿半島外の地域でも有害捕獲を実施	・高齢化による狩猟者の減少に伴う捕獲の担い手の育成 ・ニホンジカ生息状況の把握 ・残滓の適正な処理 ・里山の荒廃、耕作放棄地の増加により鳥獣の生息域が拡大
防護柵 の設置 等に関する取組	・農地等の所有者が、漁網等を利用した防護柵を個別に設置	・簡易な防護柵（網）であり、耐久性に問題 ・公道、公共施設等を利用した広範囲な防護柵設置の検討

(5) 今後の取組方針

- ・ニホンジカ被害軽減のためには捕獲圧の強化が必要であり、今後も、有害捕獲を柱とした被害防止対策を実施する。
- ・夜間出会い調査を定期的実施し、ニホンジカ生息数の把握に努める。
- ・ニホンジカの交通事故件数が増加していることから、注意看板等の設置、事故発生箇所マップの作成などを行い、道路利用者への啓発活動を行う。
- ・宮城県が策定した「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」との整合性を図り、関係機関と連携し、被害防止に関する情報収集等に努める。
- ・鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行う。広報等で被害農家に周知することで自己防衛促進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宮城県猟友会石巻支部：委託契約に基づき捕獲活動の実施

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28 ～ 30	ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ わな猟免許<わな>限定試験受験者用講習会の開催 ・ 箱わな等の捕獲機材の導入、保守・点検 ・ 生息域を把握し、効果的な捕獲活動を行う。 ・ 被害状況と周辺の住環境を考慮し適切な方法により捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>・ 本町におけるニホンジカ被害は、これまで牡鹿半島を中心に発生していたが、牡鹿半島外の地域から多数の被害情報が寄せられており、生息域拡大防止のためさらなる捕獲圧の強化が必要である。</p> <p>・ 平成20年度に宮城県が策定した「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」で当初の捕獲頭数を各年1,000頭としたことから、本計画においても保護管理計画に合わせ、捕獲頭数を1,000頭としたがニホンジカ被害は一向に減少せず、平成22年度に行われた保護管理計画の見直しにおいて、2年間の捕獲目標頭数を1,500頭とすること、及び、1日当たりの捕獲上限を、メスに関しては無制限とする変更が行われたことから、本計画においても2年間の捕獲目標頭数を各年1,500頭とし、取組みを行った。平成27年度には「宮城県ニホンジカ管理計画」と改称され、捕獲頭数も1,700頭としたため、本計画においても今後の捕獲頭数を各年1,700頭とし、各種取組を行う。</p> <p>目撃情報や被害地域が拡散していることから、生息数や生息範囲の拡大が予想されるため、継続してメスの捕獲推進を行っていくものとする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
ニホンジカ { ハクビシン カラス }	1,700頭	1,700頭	1,700頭

※ 捕獲計画数は、狩猟捕獲及び石巻市有害捕獲分を含む

捕獲等の取組内容

(1) 猟銃による捕獲

宮城県猟友会石巻支部に有害捕獲を委託 年間通して

実施時期：4月～2月

実施区域：牡鹿半島、女川町内全域

※ なお、被害発生状況により、上記地区以外でも有害捕獲を実施する。

(2) わなによる捕獲

宮城県猟友会石巻支部会員等のわな免許保持者に委託

委託期間は3月15日～11月15日（狩猟期間は除く）

止め差しは宮城県猟友会石巻支部に委託

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容

各種柵やわなの設置、散弾銃（無毒性スラッグ弾）での駆除を実施しているが、それだけでは生息数増と生息範囲の拡大、更に農林業被害の増加に対応することが難しいため、ライフル銃によるニホンジカの捕獲を実施している。

平成23年度から宮城環境交付金を活用し、宮城県猟友会石巻支部へ有害捕獲業務を委託している。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
女川町	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
計画なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28 ～ 30	ニホンジカ ハクビシ カラス	<p>・被害防止対策の基礎となる現状の把握について、地域住民への聞き取りも併せて実施するなど、より詳細な被害数値が把握できるよう、関係機関と連携した取組みを強化する。</p> <p>・ニホンジカによる農業被害等はこれまで牡鹿半島域を中心に発生していたが、最近では、牡鹿半島外の地域でも農業被害等が確認されていることから、全町的な被害状況の把握に努める。</p> <p>・ニホンジカのエサとなる雑草等の繁茂を防ぐため公共施設の適正な管理に努めるとともに、農地等の管理についても、広報掲載、チラシ配布等で所有者に対し働きかける。</p>

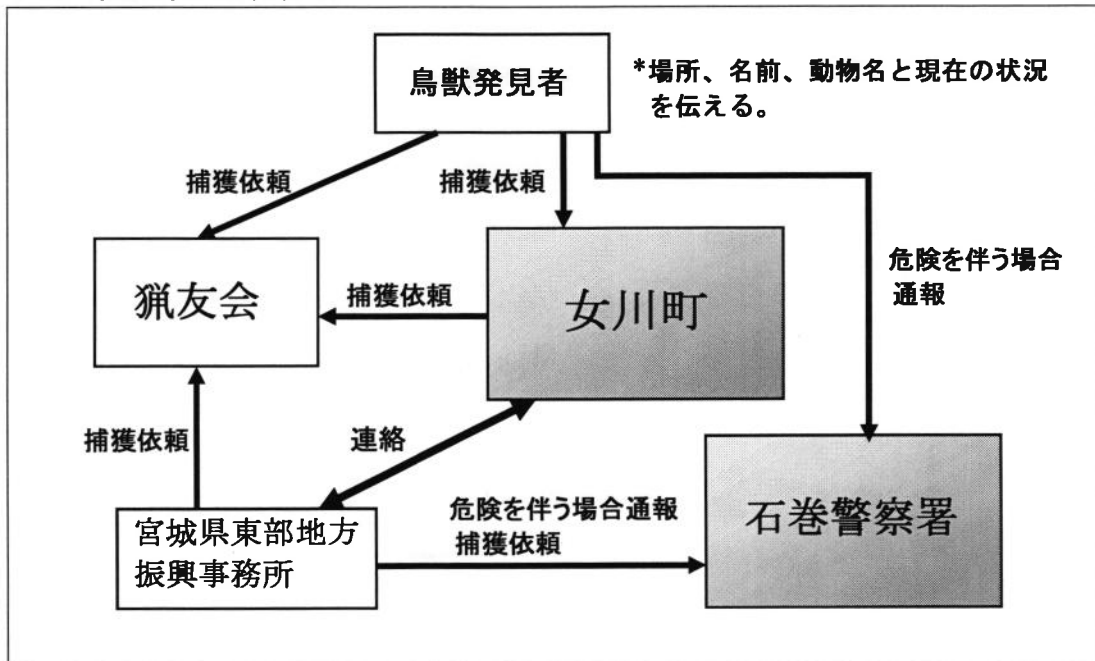
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
女川町	猟友会へ捕獲実施の連絡、状況により関係機関へ連絡、住民への周知
宮城県東部地方振興事務所	警察、猟友会等へ捕獲の連絡 関係機関へ連絡
宮城県石巻警察署	住民の生命、身体安全確保 緊急を要する場合は口頭許可により捕獲
宮城県猟友会石巻・河北支部	鳥獣捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会
構成機関の名称	役割
石巻市	被害防止計画の作成
女川町	被害防止計画の作成
宮城県東部地方振興事務所	指導・助言
宮城北部森林管理署	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報交換
宮城県猟友会石巻支部	鳥獣捕獲の実施
宮城県猟友会河北支部	鳥獣捕獲の実施
いしのまき農業協同組合	農業被害に関する情報提供・被害対策
石巻地区森林組合	林業被害に関する情報収集・被害対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県 環境生活部 自然保護課 農林水産部 農産園芸環境課	適宜、協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止対策の情報提供、その他必要な指導、助言を行う

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当面設置しないものとするが、他市町村の事例等について研究する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

シカの生息域は限られた地域であり、他の地域個体群との生態的比較検討、効果的な防除方法等の情報交換など他の被害地域との連携を促進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・有害捕獲で捕獲した鳥獣の残滓は、指定した場所での埋設及び焼却処理を行う。
- ・シカ肉の有効利用に関する他市町村の事例等について、研究を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生息状況、捕獲状況、捕獲個体調査、被害状況調査等を実施、科学的、計画的な管理を推進する。